



南伊勢町と空き家・空き地バンク制度施行に伴う媒介等の協定締結のお知らせ

令和5年5月1日、南伊勢町と空き家・空き地バンク協定を締結いたしました。
これにより、空き家を対象とした空き家バンクに、空き地が対象に加わりました。
協力店として登録いただける会員様を随時募集しておりますので、協定の趣旨をご理解いただきましてご協力をお願い申し上げます。協力店登録は三重県本部より行いますので、事務局までご連絡ください。

○南伊勢町 空き家・空き地バンク制度の概要・説明

https://www.town.minamiise.lg.jp/admin/kurashi/akiya_akitenpo/1171.html

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（盛土規正法）について

中部地方整備局

盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（通称「盛土規制法」、令和4年法律第55号）が令和5年5月26日施行されます。

今後、都道府県や市で規制区域の指定が進められ、規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ許可が必要となりますのでご留意ください。

詳しくは、下記国交省のホームページにパンフレットが掲載されておりますのでご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>

重要事項説明書 補足資料の改訂についてのお知らせ

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（改正省エネ法）が令和5年4月1日に施行されましたので、当協会発行の「重要事項説明書 補足資料」に下記の内容を追加いたします。

令和4年4月1日発行以前の補足資料をお持ちの方は、追補を添付してください。

追補は三重県本部ホームページ（<https://mie.zennichi.or.jp/>）のお知らせ（5/9 付）よりダウンロードすることができます。

2』建築基準法 下記の解説部分の一部を差し替え、あるいは一部を追加および差し替え

*法52条1項～14項（容積率制限）

*法55条1項～3項（第1種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度）

*法58条（高度地区内における建築物の高さの制限）

～令和5年度賃貸不動産経営管理士講習（試験の5問免除）の受付開始のお知らせ～

5月17日より、令和5年度賃貸不動産経営管理士講習（試験の5問免除）の受付が開始されました。
お申込は、下記一般社団法人賃貸不動産経営管理士協議会ホームページよりお手続きください。

○（一社）賃貸不動産経営管理士協議会ホームページ

<https://www.chintaikanrishi.jp/measure/course/>

*全日(TRA)が名古屋で実施する講習は下記のとおりです。

会 場：LEC名古屋駅前本校

開催日：8月29日(火)、9月14日(木)